

「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」を施行しました。

緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化にご協力下さい！



写真提供 財団法人 消防科学総合センター



写真提供 陸上自衛隊

緊急輸送道路は、救急救命・消火活動、物資の輸送、復旧復興の生命線・大動脈であり、沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防ぐことは、都民の生命と財産を守るとともに、首都機能を維持するために極めて重要です。

このため、東京都は、「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」を施行し、特に重要な道路を「特定緊急輸送道路」として指定し、その沿道建築物に耐震診断を義務付けました。これに合わせて、耐震診断・耐震改修等に関する助成制度を拡充しました。建築物の所有者の皆さまのご理解ご協力をお願いいたします。

※建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成25年11月25日改正)でも耐震診断が義務付けられました。

「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」の概要

特定緊急輸送道路の指定

緊急輸送道路（延長約 2,000 km）のうち、特に沿道の建築物の耐震化を推進する必要がある道路を特定緊急輸送道路に指定しました（延長約 1,000 km）。

特定沿道建築物の定義

次のいずれにも該当する建築物が特定沿道建築物です。

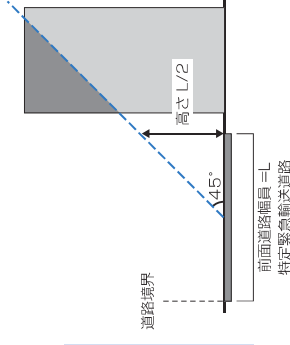
- ア) 敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物
- イ) 昭和56年6月1日以後に新築の工事に着手したものを除く（旧耐震基準※1）
- ウ) 建築物のそれぞれの部分から特定緊急輸送道路の境界線までの水平距離に、道路幅員の2分の1に相当する距離※2を加えたものに相当する高さの建築物

※1 地震に対する建築物の設計の基準は、昭和56年に大幅に強化され、現在の耐震基準の原点である「新耐震基準」が導入されました。

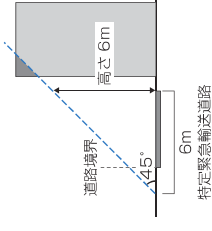
阪神・淡路大震災においても、「新耐震基準」による建築物は、比較的被害が少なかったことが知られています。

※2 特定緊急輸送道路の幅員が12m以下の場合には6m

① 前面道路幅員が12mを超える場合



② 前面道路幅員が12m以下の場合



注1) 詳細については「東京都耐震ポータルサイト」(<http://www.taishin.metro.tokyo.jp>)をご覧ください。

注2) トンネル部分に敷地が接する建築物は、条例の規制の対象にはなりません。

特定沿道建築物の所有者等の義務

特定沿道建築物の所有者等には、次の義務が課せられます。

①耐震化状況の報告(義務)

所有者又は管理者の方には、耐震診断や耐震改修の実施状況について報告していただきます。
「耐震化状況報告書」を郵送又は窓口にて直接提出してください。

報告書の受付窓口

■公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター

緊急輸送道路沿道建築物耐震化相談窓口(略称：沿道耐震化窓口)

所在地 〒150-8503 東京都渋谷区渋谷 2-17-5

電話 03-5466-2064

シオノギ渋谷ビル8階

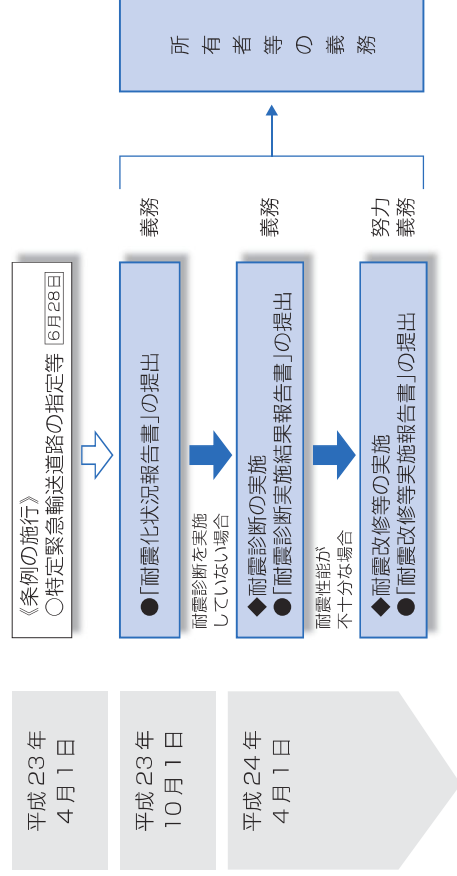
②耐震診断の実施(義務)

耐震診断を実施していない場合には、所有者の方には耐震診断を実施していただきます。
耐震診断を実施した場合は、所有者又は管理者の方には、耐震診断結果について報告していただきます。
「耐震診断実施結果報告書」を窓口にて直接提出してください。
義務が履行されない場合、公表等の措置を講じることがあります。

③耐震改修等の実施(努力義務)

耐震診断の結果、耐震性が不十分な場合には、所有者の方には耐震改修等[※]を実施していただきます。
耐震改修等[※]を実施した場合は、所有者又は管理者の方には、耐震改修等[※]の結果について報告していただきます。
「耐震改修等実施報告書」を窓口にて直接提出してください。

[※]耐震改修等とは、耐震改修のほか、建物の全部又は一部の除却・移転・建替えの場合も含みます。



耐震診断実施結果報告書・耐震改修等実施報告書

1 耐震診断結果・耐震改修等実施の報告(条例第10条)

特定緊急輸送道路の沿道建築物の所有者又は管理者の方は、次のとおり、条例第10条に基づき耐震診断の結果・耐震改修等の実施について報告してください。

- 報告の期間
耐震診断・耐震改修等が完了した日から30日以内に報告してください。

2 耐震診断実施結果報告書・耐震改修等実施報告書の内容等

■ 内容・記載者

報告書面	第1～2面	第3～6面
内容	建築概要等	耐震診断結果
記載者	所有者・管理者が記載	建築士等が記載

- 提出先
第1面～第6面及び必要な添付書類一式を下表の受付窓口にて提出してください。

建物の所在地	建物の規模	提出先 (パンフレット裏面参照)
23区内	延べ面積1万㎡以下	建物が存在する区 の耐震化窓口
	延べ面積1万㎡超	東京都都市整備局 市街地建設部建築企画課
八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、日野市、国分寺市	すべての規模	建物が存在する市の耐震化窓口
昭島市、国立市、狛江市、東大和市、武蔵村山市、多摩市、稲城市	すべての規模	東京都多摩建築指導事務所 建築指導第一課
小金井市、小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市	すべての規模	東京都多摩建築指導事務所 建築指導第二課
青梅市、羽村市、瑞穂市、奥多摩町、福生市、あきる野市、日の出町、檜原村	すべての規模	東京都多摩建築指導事務所 建築指導第三課

耐震化に関する 助成制度について

耐震診断助成

助成金の額

- A・Bのうち低い額
- A 実際に耐震診断に要する費用
- B 助成対象基準額(延べ面積 × 助成基準単価)

助成率 ※助成金の一部は国から直接支払われます。



- ① 又は②のいずれか高い額
 - ② 面積1,000㎡以内の部分 …………… 2,060円/㎡
 - 面積1,000㎡を超え
面積2,000㎡以内の部分 …………… 1,540円/㎡
 - 面積2,000㎡を超える部分 …………… 1,030円/㎡
- ※延べ面積が9千㎡未満で耐震診断に要する費用が上記を超える場合の助成対象基準額は、1階当たり15万円を加算
- ① 延べ面積1,000㎡未満の建物 ……… 3,600円/㎡
 - 延べ面積1,000㎡以上の建物
…………… 2,570,000円 + 1,030円/㎡

適用期間

平成27年度までに完了するもの

Q 耐震診断は誰に実施してもらえばいいのですか

A 条例における耐震診断は、次の条件を全て満たす必要があります。

- 1) 建築士法に規定されている、対象建築物を設計することができる、一級建築士、二級建築士又は木造建築士により実施したもの
※ただし、平成23年3月31日以前に耐震診断を実施した場合は、この限りではありません。
- 2) 原則として、国土交通大臣が定める講習を修了した者により実施したもの
※ただし、平成26年3月31日以前に耐震診断を実施した場合は、この限りではありません。
- 3) 国土交通省の告示に基づき実施したもの
※既に国土交通省の告示に基づき実施した場合は、再度実施する必要はありません。

東京都は、建築士団体と相互に連携して、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に取り組んでいきます。具体的には、耐震診断の実施や技術的な相談に対して、(公財)東京都防災・建築まちづくりセンターを介して、東京都と協定を締結した建築士団体を紹介しています。詳しくはP9をご覧ください。

Q 耐震診断を実施する場合、自己負担は必要ないのですか

A 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断助成制度は、ほとんどの建築物で、所有者負担がなくなる制度としています。ただし、標準的な耐震診断を想定した助成基準単価を定めており、図面がないあるいは複雑な構造の場合などでは、自己負担が生じる場合があります。

補強設計助成

助成金の額

助成対象事業費	助成金の額
A・Bのうち低い額	助成対象事業費 × 助成率 ※
A 実際に補強設計に要する費用	
B 助成対象基準額(延べ面積 × 助成基準単価)	

※助成率は区市町村にお問い合わせください。

助成率

※助成金の一部は国から直接支払われます。

助成基準単価 (1㎡当たりの上限額)

- 区市町村の負担額がある場合
 - 延べ面積1,000㎡以内の部分 ……… 2,060円/㎡
 - 延べ面積1,000㎡を超え
延べ面積2,000㎡以内の部分 ……… 1,540円/㎡
 - 延べ面積2,000㎡を超える部分 …… 1,030円/㎡



適用期間

平成27年度までに完了するもの

Q 助成対象基準額はどのように計算すればよいのですか

A 助成対象基準額は、助成基準単価の三つの区分ごとに計算し、それらを合計して求めます。

【具体例】延べ面積5千㎡の場合

- 延べ面積1千㎡以内の部分 …………… 1,000㎡ × 2,060円/㎡ = 2,060千円
- 延べ面積1千㎡を超え2千㎡以内の部分 …… 1,000㎡ × 1,540円/㎡ = 1,540千円
- 延べ面積2千㎡を超える部分 …………… 3,000㎡ × 1,030円/㎡ = 3,090千円 合計 6,690千円

Q 受け取れる助成額はどのように計算するのですか

A かつた金額と助成対象基準額を比較し、低い方を助成対象事業費とし、これに助成率をかけた額です。

【具体例】延べ面積5千㎡で、補強設計にかかった費用が6,000千円の場合

● 助成対象事業費 (A・Bのうち低い額) ● 助成対象事業費

A 実際ににかかった費用 6,000千円

B 助成対象基準額 6,690千円

■ 助成率5/12の場合 助成対象事業費6,000千円 × 5/12 = 2,500千円

耐震改修助成

助成金の額

助成対象事業費	助成金の額
A・Bのうち低い額 A 実際の耐震改修工事※1に要する費用 B 助成対象基準額(延べ面積 × 助成基準単価)	助成対象事業費 × 助成率※2

※1 建替え工事・除却も対象になります(耐震改修相当額)。
※2 助成率は区市町村にお問い合わせください。

助成率

※助成金の一部は国から直接支払われます。

- 区市町村に助成負担額がある場合
 - 延べ面積が5,000㎡以下の部分、分譲マンション

国	2/5	都	1/3	区市町村	所有者
					1/6
					1/10

- 延べ面積が5,000㎡を超える部分(分譲マンションを除く)

国	3/10	都	1/6	区市町村	所有者
					1/12
					9/20

- 区市町村に助成負担額がない場合
 - 延べ面積が5,000㎡以下の部分

国	1/5	都	1/6	所有者
				19/30

- 延べ面積が5,000㎡を超える部分

国	1/10	都	1/12	所有者
				49/60

※助成率は区市町村にお問い合わせください。

適用期間

平成27年度までに着手するもの

※着手とは、区市町村窓口へ助成金の交付申請をし、工事業者と契約することをいいます。

Q 建替え工事の場合掛かった工事金額全てを助成対象工事費とみてよいですか

A 建替え工事の場合の助成対象事業費は、耐震改修相当額になります。

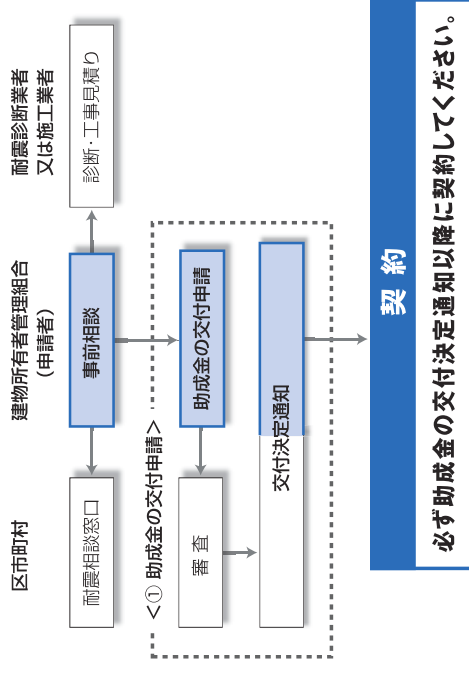
例えば、耐震診断の結果、Is値が0.5の建築物をIs値0.6に改善するために必要な耐震改修

工事金額(概算)を算出してもらい、これを助成対象事業費とします。

詳しくは、区市町村の窓口にご相談ください。

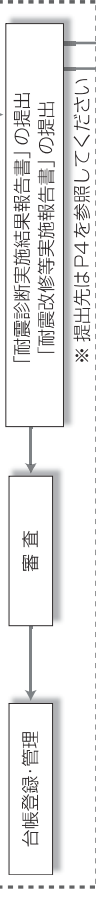
助成手続の流れ

東京都
(公財)東京都防災・建築
まちづくりセンター

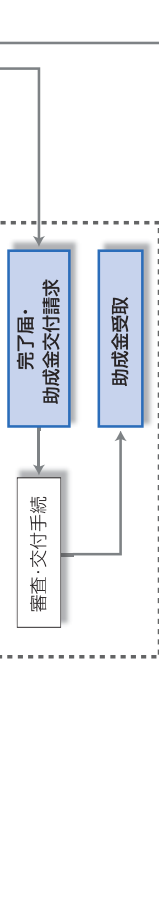


必ず助成金の交付決定通知以降に契約してください。

<② 報告書の提出>



<③ 助成金の受取>



<④ 東京都耐震マークの交付申請>



※「耐震改修等実施報告書」等により耐震性を確認できた特定沿道建築物に対して、直接、耐震マークを郵送させていただきます。

耐震診断・耐震改修に関する 相談窓口 情報提供

条例や耐震診断等に関する相談窓口

条例や耐震診断等に関するご相談を受け付けています。緊急輸送道路沿道耐震化相談窓口までお電話ください。

■緊急輸送道路沿道耐震化相談窓口

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター
電話 03-5466-2064

- 電話による相談対応
耐震化に関する総合的な専門スタッフが親切に対応します。
- 耐震化アドバイザーの無料派遣
建築士や弁護士、建設業者、不動産コンサルタントなどの専門家を無料で派遣します。
- 建築士団体・建設業団体の紹介
耐震診断・耐震改修の実施に当たっては、東京都と協定を締結した建築士団体・建設業団体を紹介します。

技術的な相談がある場合には、団体の建築士・建設業者が対応します。

協定を締結した建築士団体
 ○ 一般社団法人 東京都建築士事務所協会 (TAAF) 0120-828-3311
 ○ 一般社団法人 日本建築構造技術者協会 (JSCA) 03-5643-6181
 ○ 特定非営利活動法人 耐震総合安全機構 (JASO) 03-6912-0772
 協定を締結した建設業団体
 ○ 一般社団法人 東京建設業協会 0120-80-5363
 ○ 一般社団法人 東京都中小建設業協会 0800-919-7717
 協定を締結した金融機関
 ○ 株式会社みずほ銀行 } 東京都耐震化ご相談窓口 0120-324-233
 ○ みずほ信託銀行株式会社

東京都耐震ポータルサイト

耐震化に関する情報を、わかりやすく紹介・解説するホームページ「東京都耐震ポータルサイト」を下記のとおり開設しています。

条例・特定緊急輸送道路図・助成制度・相談窓口等耐震に関する情報を掲載しています。

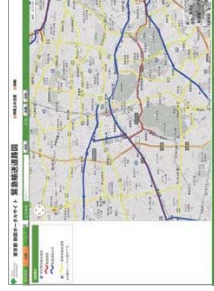
【お問合せ先】

東京都都市整備局
市街地建設部建築企画課
電話 03-5388-3362

東京都耐震 (検索)



耐震に関する様々な情報を調べることができます。



耐震改修の事例をご紹介します。



耐震診断・改修に関する融資のご紹介 東京都耐震マーク表示制度

耐震診断・耐震改修費用の融資

■緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等支援融資制度

緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断及び耐震改修工事について、一定の条件を満たす場合は、取扱金融機関が定める普通利率より低い利率で融資します。詳しくは、東京都または実施金融機関にお問い合わせください。

■マンション共用部分リフォーム融資

分譲マンションの耐震改修を含む共用部分の工事費用について、修繕積立金や管理規約の内容など一定の条件を満たし、(公財) マンション管理センターに保証委託する場合は、住宅金融支援機構が無担保で固定金利により融資します。

【マンション共用部分リフォーム融資に関するお問合せ先】

住宅金融支援機構 まちづくり推進部まちづくり業務グループ
電話 03-5800-9366
<http://www.jhf.go.jp/>

東京都耐震マーク表示制度

建築物の耐震性に関する情報が広く提供され、都民が安心して建築物を利用することができるよう、耐震マークを交付しています。交付を受けた方はマークを建築物の入口など、見やすい場所に表示してください。詳しくは、ホームページ「東京都耐震ポータルサイト」をご覧ください。

■対象建築物:耐震基準に適合することが確認された都内全ての建築物

■交付申請費用:無料



※旧耐震建築物で耐震改修したものは、「耐震改修済」、耐震診断等により耐震基準への適合を確認したものは「耐震診断済」、新耐震基準に適合していることが確認された建築物は「新耐震適合」の表記になります。

※マークのサイズは、15cm×15cmですが、戸建住宅は6cm×6cmとなります。

【お問合せ先】

東京都耐震マーク事務局
03(5466) 2023

特定沿道建築物の耐震化に関するお問合せ先

地方公共団体名	担当部署	連絡先
1 千代田区	まちづくり推進部建築指導課	03-5211-4310
2 中央区	都市整備部建築課構造係	03-3546-5459
3 港区	街づくり支援部都市計画課住宅支援係	03-3578-2224
4 新宿区	都市計画部地域整備課	03-5273-3829
5 文京区	都市計画部建築指導課	03-5803-1264
6 台東区	都市づくり部建築課建築防災担当	03-5246-1335
7 墨田区	都市計画部防災まちづくり課不燃化耐震化担当	03-5608-6269
8 江東区	都市整備部建築調整課建築防災係	03-3647-9764
9 品川区	都市環境事業部都市計画課	03-5742-6634
10 目黒区	都市整備部建築課耐震化促進係	03-5722-9490
11 大田区	まちづくり推進部都市開発課	03-5744-1349
12 世田谷区	都市整備部建築調整課	03-5432-2468
13 渋谷区	都市整備部まちづくり課	03-3463-2647
14 中野区	都市基盤部建築分野耐震化促進担当	03-3228-5576
15 杉並区	都市整備部まちづくり推進課耐震改修担当	03-3312-2111(内線3328・3329)
16 豊島区	都市整備部建築課許可・耐震グループ	03-3981-0590
17 北区	まちづくり部建築課	03-3908-1240
18 荒川区	防災都市づくり部防災街づくり推進課用地・耐震化係	03-3802-4303
19 板橋区	都市整備部建築指導課構造グループ	03-3579-2579
20 練馬区	環境まちづくり事業本部都市整備部建築課耐震化促進係	03-5984-1938
21 足立区	都市建設部建築安全課建築防災係	03-3880-5317
22 葛飾区	都市整備部建築課	03-5654-8552
23 江戸川区	都市開発部建築指導課	03-5662-1106
24 八王子市	まちなみ整備部住宅政策課	042-620-7260
25 立川市	市民生活部住宅課住宅相談係	042-528-4384
26 武蔵野市	都市整備部住宅対策課	0422-60-1905
27 三鷹市	都市整備部まちづくり推進課	0422-45-1151(内線2869)
28 青梅市	生活安全部住宅課	0428-22-1111(内線2533)
29 府中市	都市整備部建築指導課住宅耐震化推進係	042-335-4173
30 昭島市	都市計画部都市計画課	042-544-5111(内線2264)
31 調布市	都市整備部住宅課	042-481-7545
32 町田市	都市づくり部建物住宅対策課安全街づくり係	042-724-4269
33 小金井市	都市整備部まちづくり推進課	042-387-9861
34 小平市	市民生活部防災安全課	042-346-9519
35 日野市	まちづくり部都市計画課	042-585-1111(内線3111)
36 東村山市	まちづくり部都市計画課	042-393-5111(内線2714)
37 国分寺市	都市建設部建築指導課	042-325-0111(483)
38 国立市	都市整備部都市計画課	042-576-2111(内線361)
39 福生市	都市建設部まちづくり計画課	042-551-1952
40 狛江市	都市建設部まちづくり推進課	03-3430-1111(内線2543)
41 東大和市	都市建設部都市計画課地域整備係	042-563-2111(内線1261)
42 清瀬市	都市整備部まちづくり課	042-492-5111(内線363)
43 東久留米市	都市建設部施設管理課建築営繕係	042-470-7777(内線2625)
44 武蔵村山市	都市整備部都市計画課	042-565-1111(内線274)
45 多摩市	都市整備部都市計画課	042-338-6817
46 稲城市	消防本部防災課	042-377-7119
47 羽村市	建設部建築課	042-555-1111(内線253)
48 あきる野市	都市整備部都市計画課	042-558-1111(内線2713)
49 西東京市	都市整備部都市計画課住宅対策係	042-464-1311(内線2421)
50 瑞穂町	都市整備部都市計画課計画係	042-557-0599
51 日の出町	まちづくり課	042-597-0511
52 檜原村	産業環境課 建設係	042-598-1011
53 奥多摩町	総務課交通防災係	0428-83-2349
東京都	都市整備局市街地建築部建築企画課	03-5388-3362
	多摩建築指導事務所建築指導一課	042-548-2044
	多摩建築指導事務所建築指導二課	042-464-2154
	多摩建築指導事務所建築指導三課	0428-23-3423

編集・発行

東京都 都市整備局 市街地建築部 建築企画課

電話 03-5388-3362

(平成27年3月改訂)



登録番号(25)138

